社会福祉法人
中央市社会福祉協議会

役員等の報酬等に関する規程

中央市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

（目的）
第１条 この規程は、社会福祉法人中央市社会福祉協議会（以下「本会」という。の定款第 25 条の規定に基づき、役員等の報酬・費用弁償及び待遇に関し必要な事項を定めるものである。

（役員等）
第２条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

（報酬等の支給）
第３条　役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。
（１）常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。
（２）非常勤役員等については、報酬を支給しないこととする。
理事会及びその他会議への出席、監事監査への出席の場合に別表１の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表１の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表１の費用弁償は行わない。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）
第４条　常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
（１）報酬については、別表２に定める額
（２）賞与については、別表３に定める額
（３）通勤手当については、職員給与規程の規定に準ずる額
２　常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

（報酬等の支給方法）
第５条　常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
（１）報酬については、毎月２５日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程に準じた日とする。
（２）賞与については、毎年６月及び１２月とする。
２　報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の計算）
第６条　新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
２　常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
３　常勤の役員が月の中途における就任・退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から勤務を要さない日数を基礎として日割りによって計算する。
４　常勤の役員の勤務時間・勤務を要しない日、休憩時間及び休息時間は

一般職員に倣うものとする。

５　常勤の役員は年間３６日までにおいて、別表２の報酬の支給を受けて勤務しないことができる。

６　常勤役員の賞与に関しては、嘱託職員取扱規程に倣う。

（常勤役員の社会保険等）

第７条　常勤役員は社会保険の被保険者とする。ただし、労働保険には加入しない。

（公表）

第８条　本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第 10 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の同意を得て、評議員会の議決を得なければならない。

附　則

この規程は、平成２９年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成２９年　６月　５日から施行する。

別表１

非常勤役員等の費用弁償額	１回	１，０００　円

別表２

常勤役員等の報酬

会　長	月額	１２０，０００ 円
副会長	月額	１２０，０００ 円
常務理事	月額	１２０，０００ 円

別表３

常勤役員等の賞与

６月の賞与	報酬月額　×　０．９か月
１２月の賞与	報酬月額　×　１．７か月